

第9回 液化石油ガス流通ワーキンググループ 事務局提出資料

～ガイドライン等の整備について～

令和6年5月20日

資源エネルギー庁 資源・燃料部
燃料流通政策室

本日も議論・ご確認いただきたい内容

- 前回の第8回WG（1/29）では、以下を内容とする報告書案についてご議論いただいた。
 - ① 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という）
にかかる制度見直しの方向性
 - ② 制度見直しの実効性を確保するための方策
 - ③ 今後の検討課題及び望ましい取組の方向性
- その後、2月9日から3月10日までの1ヶ月間、液化石油ガス法令の改正案（改正省令案）とともにパブリックコメントを募集。改正省令については4月2日に公布、報告書（WG中間とりまとめ～LPガスの商慣行是正に向けた対応方針）については4月19日付けでとりまとめ・公表した。
- WG中間とりまとめでは、過大な営業行為の制限に関する運用面での対応として、改正法令の施行に間に合うよう、ガイドライン等で具体例や考え方を示していくこととしていたところ、本日は、その内容を中心に、ご議論・ご確認いただきたい。

【今後のスケジュール】

2024年	5月中	ガイドライン等の案について意見募集（パブリックコメント）
	7月2日	改正省令の施行① ～過大な営業行為の制限、LPガス料金等の情報提供
2025年	4月2日	改正省令の施行② ～三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示又は計上禁止）

【参考】齋藤経済産業大臣の閣議後記者会見（2024年4月2日）抜粋

LPガスについてです。消費者の方々から、料金が不透明で高いとの指摘を数多く頂戴してきました。そして、その原因たる**商慣行を是正するため、液化石油ガス法に係る経済産業省令を改正し、本日、これを公布**しました。

今回の制度改正により、LPガス事業者が、不動産関係者に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うことや、LPガス料金として、エアコンなど、ガスとは関係ない費用を上乗せ回収することを禁止するなどの措置を講じます。

今回の制度改正を契機として、LPガス事業者や不動産関係者がこれまでの商慣行を徹底的に是正していただければと思っています。

経済産業省としても国土交通省や消費者庁、公正取引委員会といった関係省庁とも連携して、市場監視体制を強化してまいります。

【参考】液化石油ガス法「改正省令」の概要

- ・ 下記(1)及び(3) : 2024年7月2日施行
- ・ 下記(2) : 2025年4月2日施行

(1) 過大な営業行為の制限

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- ① **正常な商慣習を超えた利益供与の禁止** (改正省令第16条第15号の3、4)
- ② **消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止** (改正省令第16条第15号の5、6)

(2) 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制 (設備費用の外出し表示) の徹底**
(改正省令第16条第15号の7)
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止**
(改正省令第16条第15号の8)
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止**
(改正省令第16条第15号の9)

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用 (既存契約は早期移行努力義務)。

(3) LPガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ① **入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務** (入居希望者に、オーナー・不動産管理会社・不動産仲介業者等を通じて提示) (改正省令第16条第15号の2)

- ② **入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け** (同上)3

【参考】罰則等の対象とすることを通じた実効性・抑止力

【罰則等の対象となる規律】

- ・ 過大な営業行為の制限
- ・ 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）
- ・ 入居予定者から直接要請があった場合におけるLPガス料金情報の提供

【具体的な規則ぶり】

- 液石法第16条第2項の規定「**施行規則で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない**」における「**施行規則で定める基準**」として、**新たな規律を追加**。
= **液石法施行規則第16条（販売の方法の基準）の改正**
- 以下のような罰則等が適用される。
 - ✓ **報告徴収〈法第82条〉、立入検査〈法第83条〉**
 - ✓ **勧告〈法第17条第1項〉、さらに勧告に従わないときは公表〈法第17条第2項〉**
 - ✓ **基準適合命令〈法第16条第3項〉、さらに命令に違反したときは登録取消し〈法第26条第4号〉**
 - ✓ **30万円以下の罰金〈第100条第1の2号〉**

【実効性確保に向けた取組】

通報フォームの設置・活用、執行体制整備、関係省庁との連携、公開モニタリングの継続実施等を通じた**市場監視の強化・徹底** + **自主的取組の推進**（商慣行見直しに向けた取組宣言等）

【参考】関係条文①（液石法）

（基準適合義務等）

第十六条（略）

- 2 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売（販売に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第二項において同じ。）をしなければならない。
- 3 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

（勧告等）

- 第十七条 経済産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生の防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、産業構造審議会の意見を聴いて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、液化石油ガス販売事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（登録の取消し等）

- 第二十六条 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一～三（略）
 - 四 第十三条第二項、第十四条第二項、第十六条第三項、第十六条の二第二項又は第二十二條の規定による命令に違反したとき。
 - 五～七（略）

第百条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

一の二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

二～十五（略）

【参考】関係条文②（液石法施行規則） 1/2

（販売の方法の基準）

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十五 （略）

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

※ LPガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律①（賃貸物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律②（消費者所有物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の五 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律③（賃貸物件におけるLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律④（消費者所有物件におけるLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

【参考】関係条文③（液石法施行規則） 2/2

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

※ 三部料金制の徹底に係る規律①（LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知する義務（設備費用の外出し表示の徹底））

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

※ 三部料金制の徹底に係る規律②（LPガス消費とは関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止）

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

※ 三部料金制の徹底に係る規律③（賃貸物件のLPガス料金においては、LPガス消費に係る設備費用についても計上禁止）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

※ 過大な営業行為の制限及びLPガス料金等の情報提供に係る規律の施行期日：令和6年（2024）年7月2日

※ 三部料金制の徹底に係る規律の施行期日：令和7（2025）年4月2日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

※ 三部料金制の徹底に係る規律の施行期日前に締結されたLPガス販売契約（既存契約）に係る料金については、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示のみ求める。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※ 契約更新により新制度に対応したLPガス料金に早期移行する努力義務

過大な営業行為の制限に係るガイドライン等の整備について

- WG中間とりまとめでは、以下のように指摘されている。
 - － 過大な営業行為の制限に関して、どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切替えを制限するような条件」に該当し、液化石油ガス法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響等、様々な要素を総合的に判断することになるところ、個別判断の蓄積がない現段階において、その内容や解釈を具体的に示すことは困難である上、かえって潜脱行為を促してしまうおそれもある。
 - － 他方、多数のLPガス事業者に改正法令の遵守を促し、抜け駆け行為により制度改正がなし崩しにならないようにするためには、あらかじめ違反のおそれのある行為について具体的に提示していくことも重要。
- このため、ガイドライン等で、違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示すべく、他の市場分野のガイドライン等も参照し、問題となる行為のみならず望ましい行為についても記載する方向で検討した。
- 液化石油ガス法に係る現行のガイドライン等としては、下記2つが挙げられるところ、
 - ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について（平成09・03・17資庁第1号）（以下、「運用・解釈通達」という）
 - ・ 液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日制定、平成30年2月22日改訂）（以下、「取引適正化ガイドライン」という）

以下の方向で対応することとしたい。

- ✓ 都市ガス分野の「ガスの小売営業に関する指針」等も参考にしながら、現行の「取引適正化ガイドライン」を改訂することで、具体例や考え方等を提示する。
- ✓ 現行の「取引適正化ガイドライン」は、LPガス事業者が取り組むべき事項を記載しているところ、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方等を盛り込むべく、ガイドラインの位置づけとして、「液石法等の関係法令の遵守や自主的な取組を促すための指針」であることを明確化する。
- ✓ 「運用・解釈通達」については、今回の制度改正の内容を踏まえ、必要最小限の加筆・修正を行う。
- なお、LPガス事業者等から寄せられた質問に対する考え方については、パブリックコメントに対する回答において示しているところであるが、今後、必要に応じて、Q&Aとして整理していく。

「取引適正化ガイドライン」の改正案①（目的・位置づけ）

1. 目的 ※赤字下線を追加。

（略）

このため、資源エネルギー庁では、平成28年2月に総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ（WG）」を設置し、液化石油ガス料金の透明化等に向けた検討を行い、同年5月に報告書がとりまとめられた。また、令和5年3月から、いわゆる無償貸与や貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの消費者が不利益を被っている状況を是正すべく検討を行い、令和6年4月に報告書がまとめられた。

本指針は、上記報告書等を踏まえ、液化石油ガスが今後とも一般消費者等から選択されるエネルギーとなるため、液石法等の関係法令の遵守及び自主的な取組を促すための考え方や具体例等に加えて、液化石油ガス販売事業者が取り組むべき事項をまとめたものであり、これによって、一般消費者等の保護の充実に図り、一般消費者等が安心して液化石油ガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、液化石油ガス販売事業の健全な発展に資することを目的とするものである。

なお、どのような行為等が液石法等との関係で問題となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に勘案し、個別に判断することが求められるものであり、それをあらかじめ網羅的に示すことは困難である。したがって、今後、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に対応し、その判断の積み重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると思われる。取り組むべき事項本指針については、今後の液化石油ガスの取引の実態や一般消費者等との取引を巡るトラブルの発生状況等を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていくこととする。

「取引適正化ガイドライン」の改正案②（過大な営業行為の制限） 1/4

● 賃貸集合住宅のオーナーや一般消費者等に対する過大な営業行為の制限 ※ 新設。

① 正常な商慣習を超えた利益供与の制限

- ✓ LPガス販売事業者は、LPガス消費者との契約締結を目的として、賃貸集合住宅のオーナー又は戸建て住宅の一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与してはならない（液石法施行規則第16条第15号の3及び第15号の4）。
- ✓ この規定は、いわゆる無償貸与など、一般消費者等とのLPガス販売契約の確保を目的として、オーナーや一般消費者等に対して過大な利益供与を行うという商慣行そのものを是正することで、一般消費者等がLPガス販売事業者を選択しやすい環境を整備する趣旨から設けられたものである。
- ✓ 「利益の供与」には、以下が含まれる。
 - － 設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供
 - － 紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による金銭的な利益の提供

（問題となりうる行為・考え方）

- ✓ 例えば、LPガス販売事業者を切り替える条件として、以下の行為を行うことは問題となりうる。
 - i) 賃貸集合住宅のオーナー等に対して、設備の無償貸与、当該設備のフリーメンテナンス、入居者たる消費者紹介にかかる謝礼金やLPガスボンベの設置スペースの賃借料等の支払い等様々な名目により利益供与を行うこと
 - ii) 一般消費者等に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示すること
- ✓ また、オーナー等に対する継続的な利益供与（例えば、フリーメンテナンス契約、LPガスボンベ置き場の賃借料の支払い、LPガス料金の一部キックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料、広告宣伝費の支払い等）であってそれが過大な場合は、LPガス販売事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果を有し、一般消費者等に対する高額で不透明なLPガス料金請求につながるおそれも高くなる点に留意する必要がある。

「取引適正化ガイドライン」の改正案②（過大な営業行為の制限） 2/4

● 賃貸集合住宅のオーナーや一般消費者等に対する過大な営業行為の制限 ※ 新設。

① 正常な商慣習を超えた利益供与の制限（つづき）

（LPガス事業者が取り組むべき事項）

- ✓ LPガス販売事業者は、個々の営業行為について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LPガス料金の低減に資する行為である等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。

（望ましい行為）

- ✓ なお、オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、一般消費者等に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益行為については、過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。

「取引適正化ガイドライン」の改正案②（過大な営業行為の制限） 3/4

● 賃貸集合住宅のオーナーや一般消費者等に対する過大な営業行為の制限 ※ 新設。

② LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止

- ✓ LPガス販売事業者は、賃貸集合住宅のオーナー又は戸建て住宅の一般消費者等との間で、一般消費者等によるLPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した契約を締結してはならない（液石法施行規則第16条第15号の5及び第15号の6）。
- ✓ この規定は、一般消費者等がLPガス販売事業者を選択しやすい環境を整備する趣旨から設けられたものである。

（問題となりうる行為・考え方）

- ✓ 例えば、オーナーや一般消費者等との設備貸与契約やその他契約において、
 - i) 契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設ける、
 - ii) 契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項を設ける、
 - iii) 一般消費者等からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間とする等により、一般消費者等によるLPガス事業者の選択を不当に阻害することは問題となりうる。
- ✓ また、以下の点に留意する必要がある。
 - オーナー等に対する継続的な利益供与は、LPガス販売事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果を有すること
 - LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者や契約の仲介を行う事業者に対して支払う報酬が、LPガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、結果としてLPガス販売事業者の切替えを阻害する効果を有すること

「取引適正化ガイドライン」の改正案②（過大な営業行為の制限） 4/4

● 賃貸集合住宅のオーナーや一般消費者等に対する過大な営業行為の制限

※ 新設。

② LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止（つづき）

（LPガス販売事業者が取り組むべき事項・望ましい行為等）

- ✓ LPガス販売事業者は、個々の営業行為について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、LPガス販売事業者の切替えを不当に制限するものではない等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。
- ✓ なお、消費者からの液化石油ガス販売契約の解除や契約の自動的な更新を拒否する申し出に応じない、もしくはそれらの手続の方法を明示しないなど、一般消費者等によるLPガス販売事業者の選択を阻害する行為をすることは適切ではない。
- ✓ また、いわゆる「貸付配管」は、一般消費者等によるLPガス販売事業者の選択を阻害するものであることから、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。

【参考】ガスの小売営業に関する指針（抄）

（２）小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為

ア 問題となる行為

ガス小売事業者が、以下に記載するように、需要家による小売供給契約の解除を不当に制限することは、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、問題となる。

i) 小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること

(例) ① 需要家からの小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること

② 小売供給契約の解除に関して、不当に高額の違約金等を設定すること

③ 需要家からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという小売供給契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間に設定するなどによって、需要家が更新を不要と考えた場合に、容易に更新を拒否することができないような契約条項を設けること

ii) 小売供給契約の解除を著しく制約する行為をすること

(例) ① 需要家からの小売供給契約の解除の申出や、契約期間終了時の小売供給契約の自動的な更新を拒否する申出に応じないこと(コールセンターに電話しても担当者につながらないなど速やかに対応しないことを含む。)

② 需要家からの小売供給契約の解除手続又は自動的な更新を拒否する手続の方法を明示しないこと

【参考】本WGにおける指摘事項（WG中間とりまとめ・抜粋）

- LPガス事業者の切替えを制限するような条件を付した契約禁止の具体例として、以下が挙げられるのではないかと。
 - 電気エアコン等を無償貸与した上でLPガスの契約解除時の買取条項が入っているもの
 - 契約解除時に不当な買い取り価格が設定されているもの
 - 長期にわたる契約継続を前提とした紹介料の支払い
- 紹介料が過大かどうかは、切替え禁止条項で判断していくのが適切ではないか。例えば、リベートや紹介料の支払いを理由として、オーナーに対し、長期間契約切替えを禁止するような取り決めを問題ある行為として位置づけてはどうか。利益供与しても、切替えられるとなれば、過大な営業行為も普通に思う
- LPガス事業者の切替え制限の観点から、フリーメンテナンス契約や、LPガスボンベ置き場の賃借料支払い、LPガス料金のキックバックの支払い等、オーナーに対する継続的な利益供与について例示し、取り締まっていくべきではないか。
- LPガスのブローカーやLPガス販売契約の仲介会社に対する評価・考え方について示していくべきではないか。

IV.(2) 商慣行是正に向けた望ましい取組の方向性

① いわゆる「無償貸与」や紹介料の支払い等の利益供与について

いわゆる無償貸与や紹介料支払い等の利益供与の結果、消費者が負担するLPガス料金が不透明な形で高騰し、賃貸集合住宅の消費者は料金に不満があっても受け入れざるを得ないといった不利益が生じている。

こうした状況を是正し、消費者から信頼されるLPガスとなるためにも、業界全体として、長年続いてきた無償貸与や紹介料支払いといった利益供与行為については、過大かどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが期待される。

② いわゆる「貸付配管」について

「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待されるところではあるが、消費者によるLPガスの選択機会を阻害する可能性はあり得る。このため、業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待される。

(略)

今後、ガイドライン等を整備するに当たっては、「望ましい行為」として、建物所有者と配管所有者を一致させることを記載することが適当である。

「取引適正化ガイドライン」の改正案③（LPガス料金等の情報提供）

● 賃貸住宅の入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供 ※ 新設。

- ✓ 賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる一般消費者等は、オーナーや不動産管理会社等が選定したLPガス販売事業者としか契約できないという制約がある。

（LPガス販売事業者が取り組むべき事項）

- ✓ このため、LPガス販売事業者は、一般消費者等がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、
 - i) 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供し、当該不動産関係者から適切に情報提供されるよう取り組む必要がある（料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を提供する必要がある）。
 - ii) 一般消費者等から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない。（液石法施行規則第16条第15号の2）
- ✓ なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニュー提示することは問題となりうる。

「取引適正化ガイドライン」の改正案④（三部料金制の徹底）

● 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止） ※ 新設。

- ✓ LPガス販売事業者は、一般消費者等に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金に整理した上で、その算定根拠を通知しなければならない（施行規則第16条第15号の7）。
- ✓ また、エアコンやインターフォン等、ガス消費とは関係ない設備費用をLPガス料金に計上してはならない（施行規則第16条第15号の8）。
- ✓ さらに、賃貸集合住宅において、当該住宅のオーナー等が、ガス配管（消費配管）、給湯器、エアコン等の設備を設置する場合、それらの費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として費用計上することは適切ではない。このため、賃貸集合住宅においては、ガス消費に用いられる設備の費用であっても、当該費用をLPガス料金に計上してはならず（施行規則第16条第15号の9）、請求書への記載に当たっては、三部料金にした上で、設備料金を「該当なし（又は0円）」とする必要がある。
- ✓ これらの規定は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から設けられたものである。

（LPガス販売事業者が取り組むべき事項）

- ✓ LPガス料金に設備費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要がある。特に、賃貸集合住宅のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、一般消費者等が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要がある。

（望ましい行為）

- ✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが（施行規則附則第2条）、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（施行規則附則第3条）。

「運用・解釈通達」の改正の方向性（概要）

	対象となる条文	現 状	改正の方向性
14 条書面の記載事項の修正	施行規則 第13条第5号	三部料金制が前提の記載になっていない	三部料金制が前提の記載とし、設備料金の扱いを明確化
		空調設備の設置費用等をLPガス料金に上乗せできる	LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への上乗せ禁止に伴い、例示である「空調設備」を削除
		空調設備の設置費用等を基本料金又は従量料金に含めることができる	三部料金制の徹底に伴い、設備料金を基本料金等に含めることができなくなることから、全文削除
販売の方法の基準の新設に伴う修正	施行規則 第16条第15号の2	—	LPガス料金等の情報提供について、入居者から直接情報提供の要請があった場合、LPガス事業者に対応する義務があることを明確化
	施行規則 第16条第15号の9	—	「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」とは、主に専ら保安のために用いられる設備を想定していること等を明確化

【参考】中間とりまとめ案及び改正省令案に対するパブリックコメントについて

- 前回WGでご議論いただいた中間とりまとめ案及び改正省令案について、2024年2月9日付で意見募集を行ったところ、概要は以下のとおり。

	パブリックコメントの概要	提出意見の概要
募集期間等	<p>(1) 意見募集期間 2024年2月9日～2024年3月10日</p> <p>(2) 資料入手方法 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載</p> <p>(3) 意見提出方法 電子政府の総合窓口「e-Gov」 郵送、電子メール</p>	<ul style="list-style-type: none">● LPガス業界の商慣行とこれまでの経緯について 5件● 過大な営業行為の制限について 71件● 三部料金制の徹底について 49件● LPガス料金等の情報提供について 18件● 実効性を確保するための方策について 46件● 今後の検討課題及び望ましい取組の方向性について 5件● その他 16件
意見募集結果	<p>提出件数：210件 (意見数：81件) ※いずれも中間とりまとめ案及び改正省令案への件数の合算</p>	

＜よくある質問に対する考え方①＞ ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【施行前（2024年7月2日より前）に締結した無償貸与契約の取扱い】

（1）自動更新条項

- ✓ 更新期日以降の契約は「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
※ 消費者に対するLPガスの販売契約についても、更新期日以降の契約は「新規」扱い。
- ✓ 既存契約であっても、三部料金制との関係では規制されうる（無償貸与等に係る費用（設備費用）の外出し表示等の対象となる。LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要）。

（2）施行前に締結したフリーメンテナンス契約

- ✓ 施行前の行為については、過大な営業行為の制限に係る規律の対象外だが、三部料金制との関係では、上記（1）のとおり、規制されうる。また、過去に行った行為であったとしても、それがLPガス消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましい。

（3）無償貸与契約の引き継ぎ（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）

- ✓ 名義変更や引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
例えば「残存簿価での買取による引き継ぎ」も、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされるかどうかで判断することとなる。三部料金制との関係では、上記（1）のとおり、規制されうる。

【無償貸与契約】

（4）オーナー等に対する無償貸与に係る設備等の費用をLPガス料金に計上していなければ問題ない？ ⇒ ×

- LPガス料金に計上しているかどうかにかかわらず、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
三部料金制との関係でも外出し表示は必須。その上で、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

（5）ガス器具の無償貸与は可能だが、エアコン等ガス消費と関係のない設備貸与は禁止される？ ⇒ ×

- ガス器具であれ、ガスと関係のない設備であれ、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
戸建てであれ、賃貸であれ、ガス器具の無償貸与は、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。

＜よくある質問に対する考え方②＞ ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【施行日（2025年4月2日）以前に締結したLPガス販売契約（既存契約）の扱い】

（6）既存のLPガス販売契約であれば、施行日以降も設備料金を外出し表示しなくても良い？ ⇒ ×

- ✓ 既存契約であれ新規契約であれ、施行日以降は設備料金の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用（設備費用）がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

（7）既存のLPガス販売契約の契約期間満了前に契約者が転居し、別の者が入居した。既存契約の契約期間内であれば設備料金の外出し表示のみで良い？自動更新条項付きの既存契約についても同様？ ⇒ ×

- ✓ 別の者が入居し契約相手が変更となった時点で「新規」扱いとなり、設備費用の外出し表示に加え、エアコン等の設備費用の計上禁止の対象となる。更新期日以降の契約も「新規」扱いとなり、計上禁止規定の対象となる。

【設備料金を「該当なし」等と記載している場合】

（8）設備費用をLPガス料金で回収していたとしても「該当なし」「0円」とすればわからないのではないか。

- ✓ 無償又は安い価格で設備提供等をしている場合、LPガス消費者からその費用を回収していると考えられる。このため、LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は客観的な根拠による説明を求める。

（9）設備料金を「該当なし」としている物件をLPガス事業者が引き継ぐ場合において、貸与設備の残存価格による買取を求めることは問題ではないか。

- ✓ LPガス事業者による「残存価格による買取」自体は、その時点で、LPガス消費者との販売契約の獲得を目的としない場合、もしくは「過大」なものでなければ、過大な営業行為に係る規律との関係では問題ない。
- ✓ 三部料金制に係る規律との関係では、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。

（10）企業の自助努力により給湯器を無償貸与し、LPガス料金として請求しないということも禁止されるのか。

- ✓ 給湯器の無償貸与については、過大な営業行為の制限に係る規律の対象。
- ✓ LPガス料金を請求する場合、設備費用の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておくことが必要。

【参考】改正法令の実効性確保のための方策（全体像）

2023年12月1日、
エネ庁HPに通報フォーム
(匿名可) を開設

	改正法令施行前	改正法令施行後	効果検証
過大な営業行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 商慣行見直しに向けた取組宣言（※1） ● 監視・通報体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査 ● 違反の疑いがあった場合は立入検査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公開モニタリング（WG、地方懇談会等） <p>⇒ 以下の内容を確認・議論し、改善につなげる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 通報フォーム情報を集約・構造化した内容 ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況 ✓ 大手事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等） ✓ フォローアップ調査の結果 ✓ 省庁間連携の取組状況など
三部料金制の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● L P ガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知 ● 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● 通常の立入検査時に実施状況を確認 	
L P ガス料金等の情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ● L P ガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査 	
関係省庁・団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係省庁（国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等）との連携 ● 消費者委員会においてWGにおける取組状況を報告 ● L P ガス地方懇談会（消費者団体、L P ガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国9ブロックで開催。）を活用した機運の醸成 		

※1 商慣行見直しに向けた取組宣言：各L P ガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それをエネ庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるよう見える化

※2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す 22

通報フォームに寄せられた情報について（2024年5月10日時点）

- LPガス事業者、不動産関係者、仲介業者による行為についての情報提供あり。そのうち、約8割がLPガス事業者による行為についての情報。
- 完全匿名（氏名・連絡先未記載、参考資料未添付）での情報提供は約3割と1月時点(約4割)より減少。
- 2月以降、1日当たりの通報件数は増加傾向。これまで約670件の情報提供あり。

情報提供のあった営業・要求行為の事例

- LPガス事業者がLPガス供給の切り替え営業を行っており、ガス機器、エアコン、Wi-Fi設備及び防犯カメラ等の無償での設置、紹介料の支払いを提案している。制度改正については「4月までに契約を結べば既存の契約については問題ない」と説明している。
- LPガス事業者が、不動産管理会社に対して、ポンベ設置場所の土地代、LPガス料金からのキックバックなど形を変えて、今までどおり、紹介料相当の金額を支払うという営業を行っている。
- 物件のオーナーに制度改正について説明し、理解を得ていたが、不動産管理会社が「今なら無償で設備の貸与を行う事業者がいる。」とオーナーに提案し、供給を切り替えられた。

<これまでの対応>

- 関係省庁との定期的な情報共有、問題意識の共有、個別対応についての相談
- 地方経済産業局及び資源エネルギー庁によるヒアリング
- 駆け込み営業に対する注意喚起・対応要請など

- ※ 上記は、通報フォームに寄せられた情報に限らず実施。
- ※ ガイドライン等の整備にあたって、通報フォーム等に寄せられた情報を参考としていく。

（具体例）

- ✓ 改正省令が公布された4/1以降も駆け込み的な営業行為（過大な利益供与等）を続けているとの情報提供のあった事業者に対してヒアリングを実施。事実関係とともに社内体制の再確認を要請したところ、今後はそうした営業行為は行わない旨方針を決定し、社内への周知を図ったとの報告あり。

(参考)「LPガス商慣行通報フォーム」の開設 (2023年12月1日)

- **改正法令の施行前の駆け込み的な営業行為に対する懸念の声**も踏まえ、改正法令の施行に先駆けて早期に、「**通報フォーム**」を開設。 ※匿名での情報提供も可能。情報提供者の属性も問わない。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html
- 寄せられた情報も参考にしながら、**施行後の監視体制を構築**していく。

① 液化石油ガス法違反の取り締まり

通報情報を端緒として、任意ヒアリングや、**液化石油ガス法に基づく報告徴収や立入検査**等を行う。

② 関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、**連携した対応**につなげる。
※他省庁への情報提供の可否については事前に通報フォームに確認項目を設定。

③ 政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、WG等の場に提示し、**制度改正後の市場モニタリング**に活用するとともに、**今後の制度改正やマニュアルの改訂等の政策立案**に活かす。

※情報提供者が不利益を被ることがないように情報管理を徹底。

- ✓ 通報フォームに寄せられた**個別事案の情報**に関しては、**情報提供者の利益が害されないよう**取り扱う。
例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された**情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス**等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、**情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない。**

国土交通省と連携した取組

昨年夏以降：不動産関係団体向け説明会等を通じた協力要請（随時実施）

- **国土交通省の協力の下、不動産関係団体向けの説明会等を通じて、商慣行是正に向けた協力を要請。**
 - ✓ 昨年11月13日、（公財）日本賃貸住宅管理協会の運営協議会にて説明会を開催し、資源エネルギー庁から、無償貸与等のLPガスを巡る課題やそれを踏まえた制度改正案の概要について説明。
 - ✓ 11月15日、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会の理事会にて、事務局から制度改正案の概要を説明。
 - ✓ 所管団体の会議やイベントで、国交省から制度改正の検討状況を説明。
 - ・ 住まい・建築・不動産の総合展（11/2）、日管協フォーラム（11/14）等

23年12月1日：「LPガス商慣行通報フォーム」の開設・周知

- **「LPガス商慣行通報フォーム」を開設するとともに、不動産関係業界にもフォームの情報を周知。**
 - 不動産関係者や建設業者による行為については、国土交通省等関係省庁とも共有し、適宜対応。
- ※ 国土交通省の不動産関係のWebサイトにも通報フォームに関する情報を提供。

24年1月23日：駆け込み的営業への対応要請

- 不動産関係業界に対し、**LPガス事業者による駆け込み的営業や過大な利益供与には応じないこと、そうした事案に接した場合は「通報フォーム」に情報提供することを要請**する通知を発出。

24年2月29日：入居希望者に対するLPガス料金に関する情報提供（再周知）

- **転居等で新たなLPガス供給契約が増えることから、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供を徹底するため、不動産関係業界に対し、LPガス事業者からLPガス料金表等の情報提供があった場合には、消費者等に情報提供を行うこと等を再周知。**

24年5月17日：LPガスの商慣行是正に向けた制度改正の内容についての周知及び対応要請

- 不動産関係者等が**LPガス事業者に対し違反行為に該当する利益供与等を求めることがあった場合は、当該行為は取引先に対してコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることから、そのような事態を防止すべく、不動産関係業界に対し文書を発出し、LPガス分野における制度改正の内容について周知徹底を図るとともに、適切に対応するよう要請。**

規制当局（国・自治体）による監視・執行体制整備に向けた取組状況

- WG中間とりまとめでは、「制度改正を踏まえ、資源エネルギー庁、各地域の経済産業局、そして自治体といった規制当局による立ち入り検査等の実務体制を整備していくことが求められる」とされている。また、消費者団体やLPガス事業者からも、自治体における体制整備の必要性が指摘されている。
- 昨年来、制度改正の内容について自治体担当者への周知活動に取り組んできているところ、本年夏の改正法令の施行に向けて、体制強化に向けた取組を更に加速していく。

1. 直近の取組

自治体担当者向け説明会（24年5月13～17日）

- ・ 制度改正の内容について周知（各回1時間半、質疑応答あり）
- ・ 担当者が参加しやすいよう9回に分けて集中実施。
～ 5/13(3回)、5/14、5/15(2回)、5/16、5/17(2回)
～ 参加人数：延べ252人（平均28人/回）

※ 本年夏、国（保安監督部）が主催する「自治体ブロック会議」が予定されているところ、その場においても周知予定。

2. 昨年度の取組状況

液石法研修（24年1月15～18日）

- ・ 国（保安監督部）・都道府県・政令指定都市・その他自治体の担当者が参加する保安研修の中で、商慣行是正に向けた制度見直し状況について説明。（参加人数：120名）

LPガス地方懇談会（全国9ブロック）

- ・ 消費者団体、LPガス事業者、関係団体、行政（自治体及び地方経産局・国）、学識経験者が一堂に会し意見交換等を実施。
- ・ 昨年度は商慣行是正に多くの時間を割いて議論。

<各方面からの御意見（概要）>

●消費者団体

- ・ 政令都市の検査担当者からの聞き取り調査では、人員不足で検査は四年に一度しかできておらず、保安業務検査マニュアルと検査官の研修の教本はあるが、商慣行是正の検査マニュアルと教本は整備されていなく、新任の検査官は何をやったらいいのか、わからない状態とのこと。
- ・ 商慣行を是正していくためにも、**①自治体立入検査体制の整備、②検査マニュアルの作成、③検査担当者向けの全国統一研修の実施等**に取り組んでいただきたい。**2017年の省令改正とガイドラインを「守らせられなかった行政」の反省点としてやりきる事が重要**です。

●LPガス事業者

- ・ 過大な利益供与により賃貸集合住宅へのガス供給が不当に奪われるおそれがある。そうした**違反行為に規制当局が早急に対応するには、特に地方の場合は自治体の協力が不可欠**。自治体をしっかり巻き込んで実施体制を強化する必要。
- ・ 自治体の担当者が今回の制度改正について何も知らないということがあった。**自治体に対応しきれぬのが懸念**される。**自治体に通知を发出するなど、しっかり周知**して欲しい。